

令和5年4月吉日
鹿児島相互信用金庫

法人名義の口座を開設されるお客さまへのお願い
(実質的支配者確認のための書面について)

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められている事項を遵守するため、これまで「法人現在(履歴)事項全部証明書」等の書類を徴求し、適切な口座開設に努めてきたところです。

また、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止をより一層強化する観点から、法人口座を開設いただく際に、審査に加え、下記の「必要書類」による確認を実施し、審査体制を強化しております。

つきましては、お申込みから口座開設まで2週間程度の期間を要する場合があるなど、お客さまにはご不便・お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 必要書類

- ① 法人の代表者、実質的支配者に該当する方ご自身の公的な本人確認書類
 - ② 設立12か月以内の法人については「所轄税務署宛の法人設立届出書(控)」、「所轄税務署宛の青色申告承認申請書(控)」のいずれか
 - ③ 事業内容がわかる資料(会社案内、商品パンフレット、ホームページなど)
- ※ ①に顔写真がない場合、複数の証明書類をお持ちください

2. ご留意事項

- ・ 必要に応じて、追加の確認資料のご提示をお願いすることがあります
- ・ 口座の開設は、最寄りの本支店にてお手続きをお願いします
- ・ 事業内容等確認のため、事業所への訪問や面談をお願いすることがあります
- ・ 実質的支配者確認のため法務局の発行する「実質的支配者リスト」を利用する場合がございましてご了承ください
- ・ 審査の結果、口座開設をお断りすることがあります。なお、ご提出いただいた書類はコピー(写し)を取らせていただき、返却はいたしませんのでご了承ください

以 上

〈本件に関するお問い合わせ先〉

鹿児島相互信用金庫 法務コンプライアンス部 (担当: 田上、武田)
〒890-0062 鹿児島市与次郎1-6-30 TEL (099) 259-5222